

**改正**

平成23年9月28日条例第17号

平成26年2月28日条例第1号

平成26年3月24日条例第18号

平成28年3月25日条例第25号

令和元年6月28日条例第13号

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 本市の発展に大きな役割を果たした石炭産業施設であり、かつ、近代化産業遺産である三池炭鉱旧万田坑（以下「旧万田坑」という。）を保存し、後世に伝えていくとともに、地域文化の向上及び観光振興の促進に資するため、三池炭鉱旧万田坑施設（以下「万田坑施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 万田坑施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
三池炭鉱旧万田坑	荒尾市原万田250番地5
広場	荒尾市原万田169番地9
駐車場	荒尾市原万田200番地2

(業務)

**第3条** 第1条に規定する設置の目的を達成するため、万田坑施設において次に掲げる業務を行う。

- (1) 万田坑施設の管理運営に関すること。
- (2) 旧万田坑や資料を通じての石炭文化の紹介に関すること。
- (3) 万田坑施設を活用した観光振興に関すること。
- (4) 万田坑施設に関する資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (5) 本市における石炭産業の歴史に関する調査研究並びに資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

**第4条** 万田坑施設に施設長その他必要な職員を置くことができる。

2 施設長その他の職員は、荒尾市万田坑ステーション条例（平成21年条例第3号）第5条の規定により設置する万田坑ステーションの館長その他の職員が兼務することができる。

(休業日)

**第5条** 万田坑施設の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日）。ただし、次に掲げる日に当たる場合を除く。

ア 4月30日から5月2日までの日

イ 8月10日から8月15日までの日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休業日を変更し、別に休業日を定め、又は休業日に特別に入場させることができる。

(開業時間)

**第6条** 万田坑施設の開業時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、旧万田坑への入場については、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開業時間又は旧万田坑への入場時間を変更することができる。

(入場の制限)

**第7条** 市長は、万田坑施設に入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入場を禁じ、又は退場させることができる。

(1) 万田坑施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 万田坑施設内の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、入場することで万田坑施設の管理上支障を来すと認められるとき。

(観覧料)

**第8条** 旧万田坑を観覧しようとする者は、別表に定める額の観覧に係る料金（次項及び次条において「観覧料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、万田坑施設内に資料の特別展示等をした場合における観覧料の額については、市長が別に定めることができる。

(観覧料の減免)

**第9条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(資料の貸出し)

**第10条** 市長は、万田坑施設内に展示され、又は保存されている資料の貸出しについては、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関、団体等が教育、学術研究又は文化普及の目的で使用するものであると認めるときは、資料の貸出しを行うことができる。

(撮影等の許可)

**第11条** 万田坑施設内の撮影を禁止している場所において施設若しくは資料の撮影をし、又は万田坑施設内に展示され、若しくは保存されている資料の複写、模造等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

**第12条** 万田坑施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により万田坑施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、万田坑施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、休業日に特別に入場させ、又は開業時間を変更することができる。

3 第1項の規定により万田坑施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

**第13条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 旧万田坑の観覧の受付に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が万田坑施設の管理上必要と認める業務

(利用料金制)

**第14条** 指定管理者は、旧万田坑を観覧しようとする者から観覧に係る料金（この条において「利用料金」という。）を徴収することができる。この場合において、第8条第1項の規定は適用しない。

2 前項の規定により指定管理者が利用料金を徴収する場合は、法第244条の2第8項の規定により、

当該利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が万田坑施設内に資料の特別展示等をした場合における利用料金の額については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別に定めることができる。
- 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(損害賠償)

**第15条** 万田坑施設の入場者又は資料の貸出しを受けた者で、故意又は過失により施設若しくは設備又は資料を毀損し、又は滅失したものは、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。

(運営委員会)

**第16条** 万田坑施設の管理運営を円滑に行うために、荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。(平成22年3月教委規則第11号で、同22年4月25日から施行)

附 則 (平成23年9月28日条例第17号)

この条例は、平成24年1月5日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた各施設の使用等に係る申請、処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則 (令和元年6月28日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分	個人	団体 (20人以上)	荒尾市宮崎兄弟資料館の観覧料を同時に納付する場合
大人	410円	1人につき 320円	330円
高校生	310円	1人につき 240円	250円
小・中学生	210円	1人につき 160円	170円

備考 消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。